

Tax Analysis

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2016年12月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国税関による税関査察条例実施弁法の改正

中華人民共和国税関総署は2016年9月26日に改正後の「『中華人民共和国税関査察条例』実施弁法」(税関総署第230号令¹:以下「新実施弁法」)を公布した。新実施弁法は2016年11月1日から実施され、同時に、税関総署が2000年に公布した旧「『中華人民共和国税関査察条例』実施弁法」(税関総署第79号令:以下「旧実施弁法」)は廃止される。

税関査察条例によれば、税関査察とは、税関が輸出入貨物を通過させた日から3年以内、または保税貨物、減免税された輸入貨物の税関監督管理期間内およびその後の3年以内において、輸出入貨物と直接関係する企業や組織単位の会計帳簿、会計証ひょう、通関書類、および関連のその他資料と輸出入貨物に対して検査を行い、その輸出入活動の真実性と合法性を監督することを指す。

国務院は2016年7月に、20年近い歴史を持つ税関査察条例に対する大幅な改正を行っており(国務院令第670号)、改正後の税関査察条例は2016年10月1日から実施された。今回の改正では、査察の実施規範と対象範囲、税関と被査察者の権利・義務等に関する調整が行われ、また、企業による自主開示や仲介機構への業務委託に関する規定が新たに設けられた。税関査察条例の改正を受けて、新実施弁法は、税関査察条例の新規定(例えば自主開示、仲介機構への業務委託等)について、更に細かく、明確に規定した。

中国税関による通関改革の推進に伴い、税関査察の役割は増してきており、税関は企業に対する査察の強化を通じて、企業における輸出入活動の真実性と合法性に対する全面的な監督を実現できるよう目指している。新実施弁法の公布と実施は、税関の査察業務と輸出入企業のコンプライアンス管理に少なからず影響を及ぼすことが予想される。

(1) 新実施弁法のハイライト

新実施弁法は計5章34条で構成されており、新たに“自主開示”の章が設けられると同時に、旧実施弁法の第4章“税関査察の処理”と第5章“法的責任”が削除され、各条項を修正の上、他の章に統合することで、より簡潔でコンパクトな構造となった。

1) 主な変更点

新実施弁法第24条においては、税関査察における仲介機構の役割について明確に規定されている。「税関が査察を実施する際に、会計士事務所、税理士事務所、あるいは会計、税務等の関連資質と能力を持つその他の専門機構に、査察に関連する問題に係る専門的意見書の作成を委託することができる。当該専門的意見書は税関の許可を得て、査察における事実認定の証拠資料とすることができる。企業が専門機関に委託して作成した専門的意見は、税関査察の参考資料とすることができる。専門機構が虚偽表示、事実隠ぺい、守秘義務違反等をした場合、税関は事実どおりに記録し、相応の措置を取るべきであり、また、所轄の部門あるいは業界協会に通報することができる。」

“自主開示”の章においては、以下のように規定されている。「輸出入を行う企業と組織単位が自主開示を行う場合、帳簿と証ひょう等の証拠資料を税関に提出すべきであり、かつ提出資料の真実性、正確性と完全性に対して責任を負う。税関は、輸出入企業・組織単位による自主開示報告書に対して事実確認を行うべきであり、状況に応じて資料の追加提出を要求することができる。」

「輸出入企業・組織単位がコンプライアンス違反について自主開示を行った場合、税関は行政処罰を軽くし、または減輕するものとする。違反行為が軽微であり、かつ速やかに更正した上で、実害をもたらさなかった場合、行政処罰を行わないものとする。輸出入企業・組織単位が

1 「『中華人民共和国税関査察条例』実施弁法」(税関総署第230号令)(中華人民共和国税関総署ウェブサイト(中国語))

自主開示を通じて税金を追納した場合、滞納金を減免することができる」。

ただし、輸出入企業・組織単位がコンプライアンス違反について書面にて自主的に税関に開示し、処罰を受ける意思を表した場合においても、下記のいずれかの状況に該当する場合、「自主開示」として認められない。

- 開示の前に、税関が既に違法に関する情報を把握していた場合
- 開示の前に、税関が被査察者に査察を実施する旨を通知していた場合
- 開示報告書に重大な虚偽記述があり、またはその他の違法行為を隠ぺいした場合

新実施弁法において、輸出入企業・組織単位が査察文書の受取を拒否した場合に適用される“差置送達”の規定が盛り込まれた。「被査察者が査察文書の受取を拒否した場合、税関は立会人を現場に呼び、状況を説明し、事由および日時を明記し、立会人と少なくとも2名の税関査察担当者による署名の上で、査察文書を被査察者の生産経営場所に差し置くことができる。また、査察文書を被査察者の生産経営場所に差し置いた上で、写真撮影、ビデオ撮影等の方法を用いてその全過程を記録することで、被査察者が受領サインを行ったものとみなすことができる」。

2) その他

新実施弁法により、“保税運送貨物の輸送と管理”と“一時輸出入貨物の使用と管理”は、税関査察の対象となる輸出入活動の範囲から削除された。

新実施弁法により、税関は査察活動の便宜を図るため、見学、訪問、書面問い合わせ、ネット調査、委託調査等を通じて、関連の業界協会、政府部門、金融機構、関係企業に対して貿易調査を展開し、政府部門の監督管理情報、特定業界・企業の概要状況、貿易慣例、生産経営状況、市場構造、特定商品の構造、成分、格付、機能、用途、製造工程、動作原理等の技術情報および価格情報、およびその他輸出入活動にかかる情報を収集することができる。

前述のとおり、税関は通関日から3年以内に査察を行うことができる。新実施弁法により、その期間内において、企業は通関書類、輸出入証ひょう、契約書等の資料を保管しなければならない。輸出入と直接関係する電子データについても同様にこの規定が適用される。

被査察者が経営管理上、コンピューターやネット通信等の情報技術手段を通じて電子データのみを保存する場合、帳簿、証ひょう等の電子データを税関に提出するとともに、税関にシステムへのアクセス権限を開放し、操作マニュアルやその他の関連資料を税関に提供しなければならない。被査察者の電子データに対してコピーを取る際に、コピーデータの製作方法、製作日時、製作者、データ内容、オリジナルデータの保存場所等を明記するとともに、コピーデータの製作者と被査察者代表者による署名・捺印を受けなければならない。

被査察者の帳簿、証ひょう等の資料に対してコピーを取る際に、被査察者の代表者はコピー資料とオリジナル資料との一致性を確認した上で、コピー資料に複製元、ペ

ージ数、コピー日時、および「本コピー資料はオリジナルの内容と一致することを確認した」旨を明記し、署名または社印捺印を行う。また、被査察者が帳簿、証ひょう等の資料を外国語で作成した場合、税関の要求に合致する中国語翻訳を提供しなければならない。

新実施弁法では査察を実施する責任主体について規定した。「税関査察は原則として、被査察者の登録地の所轄税関が行う。ただし、被査察者の登録地が貨物の通関申告あるいは輸出入を行う場所が一致しない場合、通関申告あるいは輸出入を行う場所の所轄税関が税関査察を行うことができる。税関総署は、下級税関を指定または組織して、複数税関の管轄区域をまたがって査察を行うことができる。直属税関は、下級税関を指定または組織して、自身の管轄区域内において査察を行うことができる」。

税関査察において、税関は帳簿、証ひょう等の資料を差し押さえることができる。新実施弁法において、電子データを保存する媒体も差押えの対象であると明確に規定されている。

新実施弁法の規定により、税関は被査察者のコンプライアンス違反行為について、「税関期限付き更正通知書」を発行し、被査察者が期限内に更正しなかった場合、税関は被査察者の信用等級を調整することができる。

新実施弁法の規定により、「被査察者に税金の過少納付や申告漏れの疑いがある場合、査察チームは書面にて被査察者に意見聴取を行う」。従来の規定では、問題がなかった場合においても書面での意見聴取が必須であったが、新実施弁法により、査察作業が簡潔化された。

新実施弁法は査察を打ち切るための条件と手続について規定した。「被査察者が行方不明、あるいは被査察者が解散済みでかつその権利・義務を受け継ぐ者がいない場合、直属税関の税関長またはその授権を受けた隷属税関の税関長の許可を以て、査察を打ち切ることができる」。

新実施弁法の規定により、被査察者が規定どおりに帳簿を設けていないもしくは作成していない、または帳簿を移管、隠ぺい、改ざん、き損した場合には、税関は関連の状況を被査察者の所在地の県レベル以上人民政府の財政部門に通報しなければならない。

(2) デロイト中国のコメント

近年、中国税関は一連の改革を進め、管理を従来の「輸出入貨物に重心を置くもの」から「企業と貨物の両方を重視したもの」に変えるとともに、業務の重心を「出入国検査場における通関業務の管理」から「企業に対する事後管理」へと移行させた。新税関査察条例と新実施弁法の公布を経て、税関査察の対象範囲と実施方法がより明確なものとなり、作業手続についてより細かく規定された。これは、査察における法執行の透明性向上と被査察者の権益保障にとって、積極的な意味を持つものである。特に自主開示、および第三者仲介機構による査察への関与に関する制度の正式な確立は、企業のコンプライアンス向上と税関査察制度の公平性・効率向上に有利

である。今後も、税関による査察の内部手続と作業規定の更なる整備が期待される。

企業は、新税関査察条例と新実施弁法における以下の規定に留意する必要がある。

- 税関査察部門とその他関係部門との情報共有および連携:
- 新実施弁法の規定により、税関は査察の過程で、業界協会、政府部門、金融機構およびその他の関係企業に情報を収集することができ、また、把握した情報をその他の政府部門とシェアすることができる。さらに、場合によっては、企業の税関信用等級を調整することができる。これは、税関査察を受けた場合、企業の置かれる監督管理の環境がより厳しいものとなり、コンプライアンス違反によって生じる悪影響は関税面に限られなくなることを意味する。将来において、法執行機関との間の情報共有と業務連携の深化に伴い、輸出入企業・組織単位は、全体的な観点からコンプライアンスと信用レベルの向上に尽力する必要がある
- 電子データに対する監督管理規定の明確化:
- 企業の日常経営管理におけるIT技術の応用普及を受け、新実施弁法は、電子データを税関査察における資料情報の対象範囲に入れ、その保管、収集、複製について規定した。電子データの使用は、税関査察の効率向上につながるが、企業は、電子データの管理要求に留意し、データの滅失とそれによって引き起こされるリスクの防止に尽力する必要がある

また、新実施弁法において、不明瞭の部分があり(例えば、外国語の資料は「税関の要求に合致する中国語翻訳」の提出が必須であるが、「税関の要求」については明確に規定されていない)、法規面と実務面での続報が待たれる。

まとめとして、企業は、新税関査察条例と新実施弁法の公布を受け、税関査察の常態化動向に留意し、輸出入業務に対する内部統制の強化を通じて、税関面のリスクの早期発見と防止に尽力する必要がある。

- サプライチェーン全体におけるコンプライアンスを強化し、税関信用等級を引き上げるチャンスを探し、税関高級認証企業の審査・認定に積極的に参加することで、通関監督管理と事後調査における政策面での便宜を求めること
- 国際貿易と輸出入業務のコンプライアンス向上を推進し、帳簿、証ひょう等の資料に対する管理を強化し、定期的に国際貿易と輸出入業務のリスク評価を行うことで、潜在的なリスクと問題を特定し、税関への自主開示を通じて、コンプライアンスリスクのコントロールに尽力すること
- 税関による立入検査と自主調査の要求に積極的に対応し、必要に応じて、第三者の専門機構にサポートを求めること

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.